

**消費税増税に伴う  
保険適用外料金等の変更及び診療報酬改定のお知らせ**

消費税法の改正に基づき、消費税率が8%から10%に引き上げられることが決定しました。

これに伴い、当院における保険適用外料金等についても令和元年10月1日より改定させていただきます。

また保険診療におきましても診療報酬改定により、患者さんの医療費が変更となる場合がございます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。